

マージン率等に関する情報提供

(派 07-300079)

事業年度：2025年1月1日～2025年12月31日

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数 (1日平均)	派遣先 事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間あたりの平均)	②労働者派遣の賃金 (1日8時間あたりの平均)	マージン率 (①－②) ÷ ① × 100
21	11	33,000円	22,000円	33.3%

※賃金には、給料・手当・賞与等を含みます。

※マージンには、社会保険料・教育訓練費・福利厚生費・年次有給休暇費用・会社運営費などが含まれます。

2. 教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担
登録者教育 派遣制度の説明	登録者	0JT	派遣元事業主	☐ 有 ☒ 無
派遣前訓練・非破壊検査教育 計測器取扱教育・放射線管理	派遣労働者	0JT	派遣元事業主	☐ 有 ☒ 無
安全衛生教育・危険予知訓練 電離則教育	派遣労働者	0JT	派遣元事業主	☒ 有 ☒ 無
非破壊検査科目実技訓練	派遣労働者	0FF-JT	派遣元事業主	☒ 有 ☒ 無

3. 福利厚生に関する事項

- 各種社会保険（労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険）
- 定期健康診断受診
- 年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度、特別休暇
- 通勤・住宅手当支給
- 資格取得支援

4. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 0246-23-9936

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

1. 労使協定を締結しているか否か : 締結済み
2. 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : すべての派遣労働者
3. 労使協定の有効期限の終期 : 2028年3月31日